

議第57号

草津市都市公園条例および草津市立ロクハ公園駐車場条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成26年6月6日

草津市長 橋 川 渉

草津市都市公園条例および草津市立ロクハ公園駐車場条例の一部を改正する条例

(草津市都市公園条例の一部改正)

第1条 草津市都市公園条例(昭和63年草津市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「弾正公園」を「ロクハ公園および弾正公園」に改める。

(草津市立ロクハ公園駐車場条例の一部改正)

第2条 草津市立ロクハ公園駐車場条例(昭和63年草津市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項を次のように改める。

駐車場を使用しようとする者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

第13条を第14条とし、第8条から第12条までを1条ずつ繰り下げ、第7条の次に次の1条を加える。

(利用料金)

第8条 第3条の規定により市長が指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、利用者は、指定管理者に駐車場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

2 利用料金は、別表に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときについても、同様とする。

3 前項の場合において、別表中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。

4 指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金を減額し、または免除することができる。

5 利用料金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。

6 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。